

松尾内科病院におけるカード式テレビシステム運営者変更に伴う入院カード払戻しのお知らせ

平成 29 年 11 月 30 日に取扱（サービス）を終了した、当社発行の前払式支払手段について、「資金決済に関する法律第 20 条第 1 項」に基づき下記の方法で払戻しをいたしますので申出期間内に申出をお願い致します。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社アルメックス

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

入院カード(松尾内科病院)

○払戻しの申出期間

平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日

○申出方法：松尾内科病院内に設置された精算機にて払戻し手続きを実施頂くことで申出とします。

○払戻しの方法：上記専用精算機にカードを挿入し払戻し手続きをして下さい。

※精算機による払戻しが行えない方への対応について。

退院および転居等により払戻し手続きが実施できない場合は、問合せ先住所にカードを郵送等にて送付頂き、社内に設置した精算機で残高の確認を行い、残高の確認が取れたカードについては保有者に対して払戻しを行います。

払戻し期間内に精算を行われない場合は、本件払戻し手続きより除外されますのでご注意ください。

○払戻しに関する問い合わせ先

〒735-0006 広島県安芸郡府中町本町 4-4-7

電話番号 082-890-6176

株式会社アルメックス メディコム事業部広島支店 カード払戻し係

株式会社アルメックス

平成 29 年 11 月 30 日